

漁港漁場整備関係法規集 目次

漁港漁場整備法関係

法令

○漁港及び漁場の整備等に関する法律	（昭和二五年 法律一三七号）	一
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令	（昭和二五年 政令二三九号）	六五
○漁港水面施設運営権登録令	（令和五年 政令三二八号）	九八
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	（昭和二六年 農林省令四七号）	一一七
○漁港水面施設運営権登録令施行規則	（令和五年 農林水産省令六二号）	一六四
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第四条第一項の農林水産大臣が定める基準	（平成一四年 農林水産省告示九四四号）	二一七
○漁港の指定の内容の軽微な変更に関する基準を定める件	（平成一三年 農林水産省告示四五〇号）	二二三
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第十八条第一項の水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行する場合の許可に関する基準	（平成一四年 農林水産省告示九四七号）	二二五
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十一条第一項の特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権利の譲渡についての認可に関する基準	（平成一四年 農林水産省告示九四八号）	二二六

目次

目次

二

○漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十一条第二項後段の特定漁港漁場整備事業の施行者が水産業協同組合であるときの特定漁港漁場整備事業の施行の委託の許可に関する基準	（平成一四年 農林水産省告示九四九号）	二二七
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第十八条第二項及び第三項の規定に基づく漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面	（昭和三二年 農林省告示一二九号）	二二八
○農林水産省漁港関係事業等検査規則	（昭和六二年 農林水産省訓令一二二号）	二三三
通 知		
（基本方針・長期計画）		
○漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針	（平成一四年 三月七日公表）	二三六
○漁港漁場整備長期計画	（令和四年 三月二五日閣議決定）	二五五
○漁港水面施設運営権登録令施行規則第九十一条第二項第四号及び第九十六条第三項第三号に規定する農林水産大臣の定める事項の概要	（令和六年 六月二五日）	二六八
○漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針	（令和五年一二月二一日）	二七四
（管理関係）		
○模範漁港管理規程例	（昭和三二年 三三水生四二二七号）	二八五
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第十八条第二項及び第三項の規定による漁港台帳及びこれに添附すべき図面の調製要領について	（昭和三二年 三三水生九九四号）	二九〇
○「参考」漁港台帳記載例		三一七

海岸法関係

法令

○海岸法……………	(昭和三十一年 法律一〇一号)	三四七
○海岸法施行令……………	(昭和三十一年 政令三三二号)	三九四
○海岸法施行規則……………	(昭和三十一年 農林、運輸、建設省令一号)	四一六
○海岸保全施設の技術上の基準を定める省令……………	(平成一六年 農林水産、国土交通省令一号)	四四五
○海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針……………	(令和二年 農林水産、国土交通省告示一号)	四四九
通 知		

○海岸保全区域台帳の調製について……………	(昭和三四年 三四地局四〇二〇号 三四水港七一四号 港管二一〇六号 建河発六三〇号)	四六三
○海岸法施行に伴う国有海浜地の取扱について……………	(昭和三二年 蔵管二五二号)	四六五
○海岸の区分及び名称の統一について……………	(昭和三二年 三二農地四〇八七号 三二水生二六〇一号 港計一八〇号 建河発六四四号)	四六八
○海岸保全区域に係る記号、符号等の統一について……………	(昭和三二年 三二農地四三〇九号 三二林野一六八八三号 三二水生八六五一号 港計二一六号 建河発六九二号)	四七三

目次

目次

四

○漁港区域に係る海岸保全区域の指定に関する協議について	(昭和三十三年 三二水生二六九五号)	四七七
○保安林又は保安施設地区に係る海岸保全区域の指定に関する協議について	(昭和三十三年 三二林野一〇八四七号)	四八〇
○四号以下民有保安林に係る海岸保全区域の指定に関する協議について	(昭和六〇年 六〇林野治二六四九号)	四八二
○海岸保全区域の指定について	(昭和三十三年 建河発八六号)	四八三
○海岸保全区域に対する重複指定等の協議について	(昭和四〇年 建河発三七九号)	四八四
○漁港区域にかかる海岸保全区域の指定の協議等について	(昭和三十九年 三九水港二九三七号)	四八五
実例		
○水域と陸域の区分について	(昭和三十三年 水産庁生産部漁港課長)	四八八
○漁港区域内の水際線の背後の陸地で漁港の陸域に指定されていない区域が海岸保全区域となる場合の海岸管理者について	(昭和三十一年 水産庁生産部漁港課長)	四八八

国有財産関係

法令

○国有財産法	(昭和三十三年 法律七三号)	四八九
○国有財産法施行令	(昭和三十三年 政令二四六号)	五一九

○国有財産法施行細則	（昭和三年 大蔵省令九二号）	五五三
○国有財産総括事務処理規則	（昭和二年 大蔵省訓令五号）	五五九
○国有財産特別措置法	（昭和二年 法律二一九号）	五七二
○国有財産特別措置法施行令	（昭和二年 政令二六四号）	五九一
○農林水産省所管国有財産取扱規則	（昭和三年 農林省訓令二一号）	六〇二
○漁港整備財産取扱規則	（昭和三年 農林省訓令七号）	六二一
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第六条第一項に規定する漁港整備財産台帳等の様式	（平成一四年 農林水産省告示九四五号）	六三二

補助金関係

法令		
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	（昭和三〇年 法律一七九号）	六四五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	（昭和三〇年 政令二五五号）	六六〇
○農林畜水産業関係補助金等交付規則	（昭和三年 農林省令一八号）	七一二



目次

公有水面埋立法関係

六

法令

○公有水面埋立法……………	(大正一〇年 法律五七号)	七六九
○公有水面埋立法施行令……………	(大正一一年 勅令一九四号)	七九〇
○公有水面埋立法施行規則……………	(昭和四九年 運輸・建設省令一号)	七九八
通知		
○公有水面埋立法の一部改正について……………	(昭和四九年 港管一五八〇号 建設省河政発五七号)	八一五
○公有水面埋立法の一部改正について……………	(昭和四九年 港管一五八一号 建設省河政発五八号)	八二五
○公有水面埋立法に基づく免許条件等について……………	(昭和三〇年 三〇水一一七九号)	八二六

関係法令

水産関係

○農林水産省設置法……………	(平成一一年 法律九八号)	八二七
○農林水産省組織令(抄)……………	(平成一二年 政令二五三号)	八五四
○農林水産省組織規則(抄)……………	(平成一三年 農林水産省令一号)	八六三

○水産基本法	（平成一三年 法律八九号）	八八〇
○水産政策審議会令	（平成一三年 政令二三〇号）	八九〇
○沿岸漁場整備開発法	（昭和四九年 法律四九号）	八九四
○海洋水産資源開発促進法	（昭和四六年 法律六〇号）	九〇五
○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	（平成一四年 法律一二〇号）	九二一
○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令	（平成一四年 政令三五四号）	九三一
○有明海・八代海等総合調査評価委員会令	（平成一四年 政令三五五号）	九三三
○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第一項第三号の規定に基づき農林水産大臣が指定する事業	（平成一四年 農林水産省告示一八六九号）	九三六
○有明海及び八代海等の再生に関する基本方針	（平成一五年 総・文科・農水・経産・国交・環境一号）	九三七
○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第三条第一項の指定地域	（平成一五年 総・文科・農水・経産・国交・環境二号）	九四九
○海洋基本法	（平成一九年 法律三三号）	九五三
公共事業		
○港湾法	（昭和二五年 法律二一八号）	九六二
○港湾法施行令	（昭和二六年 政令四号）	一一〇六
○港則法（抄）	（昭和二三年 法律一七四号）	一一七三

○河川法	（昭和三十九年 法律一六七号）	一七四
○道路法	（昭和二十七年 法律一八〇号）	一二四二
○浄化槽法（抄）	（昭和五十八年 法律四三三号）	一三七二
○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	（平成六年 法律四六号）	一三七九
○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	（平成一九年 法律四八号）	一三九八
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	（平成一一年 法律一一七号）	一四一四
○海上交通安全法	（昭和四十七年 法律一一五号）	一四五八
地域振興		
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	（令和三年 法律一九号）	一四八四
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令	（令和三年 政令一三七号）	一五二〇
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則	（令和三年 総務、農林水産、国土交通省令一号）	一五三六
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令	（令和三年 農林水産省令二四号）	一五三八
○山村振興法（抄）	（昭和四〇年 法律六四号）	一五四〇
○山村振興法施行令（抄）	（昭和四〇年 政令三三一号）	一五四四
○山村振興法第十一条に基づく基幹道路の指定について（抄）	（昭和五一年 五一構改B六一四号）	一五四六
○山村振興法第十一条に基づく基幹道路の指定について	（昭和五一年 五一水港五四三号）	一五四七

○半島振興法（抄）	（昭和六〇年 法律六三号）	一五四九
○半島振興法施行令（抄）	（昭和六一年 政令二四三号）	一五五六
○半島振興法第十一条に基づく基幹的市町村道等の指定について	（昭和六三年 六三構改B五〇七号）	一五五八
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（抄）	（昭和三六年 法律一一二号）	一五六〇
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（抄）	（昭和三六年 政令二五八号）	一五六二
○離島振興法	（昭和二八年 法律七二号）	一五六四
○離島振興法施行令	（昭和四三年 政令二七号）	一五九八
○小笠原諸島振興開発特別措置法	（昭和四四年 法律七九号）	一六〇四
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令	（昭和四五年 政令一三三号）	一六四四
○沖縄振興特別措置法	（平成一四年 法律一四号）	一六五二
○沖縄振興特別措置法施行令	（平成一四年 政令一〇二号）	一七四七
○奄美群島振興開発特別措置法	（昭和二九年 法律一八九号）	一八〇四
○奄美群島振興開発特別措置法施行令	（昭和二九年 政令二三九号）	一八六二
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	（平成一二年 法律一四八号）	一八九二
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令	（平成一三年 政令一〇五号）	一八九九
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第七 条第一項第三号に規定する農林水産大臣が定める基準	（平成一三年 農林水産省告示九一九号）	一九〇四

目次

目次

一〇

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	（平成一九年 法律六七号）	一九〇五
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令	（平成一九年 政令二六八号）	一九一五
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則	（平成一九年 防衛省令一一号）	一九二三
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する法律	（平成二五年 法律八一号）	一九三七
環 境		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）	（昭和四五年 法律一三七号）	一九五四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）	（昭和四六年 政令三〇〇号）	一九六六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）	（昭和四六年 厚生省令三五号）	一九七七
○自然公園法（抄）	（昭和三二年 法律一六一号）	一九八二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（抄）	（昭和四五年 法律一三六号）	一九八六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（抄）	（昭和四六年 運輸省令三八号）	一九九七
○水質汚濁防止法（抄）	（昭和四五年 法律一三八号）	一九九八
○水質汚濁防止法施行令（抄）	（昭和四六年 政令一八八号）	二〇〇四
防 災		
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抄）	（昭和四四年 法律五七号）	二〇一一
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（抄）	（昭和四四年 政令二〇六号）	二〇一三

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律ならびに同法施行令の施行について	（昭和四四年 四四水港五〇八七号）	二〇一四
○地震防災対策特別措置法	（平成七年 法律一一一号）	二〇一六
○地震防災対策特別措置法第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく避難地等に係る主務大臣の定める基準	（平成八年 農林水産省告示二〇四号）	二〇三一
○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	（平成二五年 法律九五号）	二〇三五
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（抄）	（平成一四年 法律九二号）	二〇四五
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（抄）	（平成一五年 政令三二四号）	二〇五〇
○南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件	（令和七年 内閣府告示一〇七号）	二〇五三
○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を指定した件	（平成二六年 内閣府告示二二号）	二〇五六
○地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を定める件	（平成一六年 農林水産省告示一四三〇号）	二〇五八
○国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準を定める件	（平成二七年 農林水産省告示二八号）	二〇六一
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項第三号の内閣総理大臣が定める交付金を定める件	（平成二五年 内閣府告示二九一号）	二〇六二

目次

一一

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（抄）	（平成一六年 法律二七号）	二〇六三
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（抄）	（平成一七年 政令二八二号）	二〇六八
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件	（令和四年 内閣府告示九九号）	二〇七一
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を指定した件	（令和四年 内閣府告示一〇〇号）	二〇七三
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準	（平成一八年 農林水産省告示九一一号）	二〇七四
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十二条第一項の規定に基づく国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準	（令和四年 農林水産省告示一〇〇八号）	二〇七八
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項第二号の内閣総理大臣が定める交付金を定める件	（令和四年 内閣府告示七〇号）	二〇七九
○大規模災害からの復興に関する法律（抄）	（平成二五年 法律五五号）	二〇八〇
索引		巻末